労働者派遣基本契約書

　広島県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、特定医療費（指定難病）受給者証更新業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり労働者派遣基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

　（目的）

1. 乙は、次のとおり本業務への従事者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣するものとする。

(1) 業務の内容及び仕様

別紙の特定医療費（指定難病）受給者証更新業務労働者派遣業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(2) 履行期間

令和７年４月１日から令和７年11月30日まで

(3) 契約保証金

免除する。

　（実施の方法）

第２条　乙は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

　（再委託等の禁止）

第３条　乙は、本契約によって生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、またはその履行を第三者に委任することはできない。

　（報告及び調査）

第４条　甲は、乙の実施する業務の適正を期するため必要があるときは、その状況を調査し、報告を求め又は指示することができる。

（派遣料）

第５条　甲は、派遣料として、派遣労働者１人１時間当たり金　　　円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。）を乙に支払うものとする。

２　乙は、当該月に係る派遣業務が完了した日の翌日から起算して10日以内に、別紙様式特定医療費（指定難病）受給者証更新業務労働者派遣業務実施報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

３　乙は、１か月ごとに報告書に請求書を添えて甲に提出するものとし、甲は、派遣先管理台帳によりこれを検査し、適法な請求と認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に、乙に派遣料を支払うものとする。

４　前項の検査に不合格となったものについては、乙は、甲の指示に基づき甲の指示する期日までに再処理の上、前項の甲の検査を受けるものとする。

５　前４項に要する経費は、乙の負担とする。

６　派遣料の算出方法は次によるものとする。

第１項に掲げる派遣料（取引に係る消費税相当額及び地方消費税を除く。）×当該月の総就業時間×1.1（取引に係る消費税相当額及び地方消費税）

これにより得られた金額の１円未満は切り捨てるものとする。

なお、総就業時間に分単位の端数が生じた場合は、その端数を60で除した数（少数点第３位以下は切り捨て）を時間数に加えたものを総就業時間とする。

７　甲が支払期日までに乙に対して派遣料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じて未払の派遣料につき年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

（就業条件の確保）

第６条　乙は、甲が派遣労働者に対し、その指揮命令下に労働を行わせることにより、労働基準法（昭和22年法律第49号）などの法令違反の生じることのないよう、時間外･休日労働協定その他所定の法令上の手続を取らなければならない。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、天災地変その他やむを得ない理由があると甲が認めた場合はこの限りではない。

(1) 乙が、本契約の全部又は一部を履行しなかったとき。

(2) 乙が、本契約に違反したとき。

(3) 乙が、本契約を誠実に履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(4) 本契約の履行につき、乙に不正の行為があったとき。

２　乙は前項の規定により本契約を解除されたときは、契約期間に仕様書どおりの派遣業務を実施した場合の派遣料総額の10パーセントに相当する金額を、違約金として甲に支払うものとする。

第８条　甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑に処せられたとき。

２　甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、本契約に関し乙の独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、本契約を解除することができる。

３　前条第２項の規定は、前２項の規定により本契約を解除した場合について準用する。

第９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前３号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に派遣料債権を譲渡したとき。

(7) 他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 乙が第１号から第５号までのいずれかに該当する者を他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　第７条第２項の規定は、前項の規定により本契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第10条　乙は、本契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

３　乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第11条　乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、甲が業務の未履行分に相当する派遣料として定める額につき年14.5パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した金額とする。

（損害の負担）

第12条　乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担

において、その損害を賠償しなければならない。

２　乙の派遣労働者による行為は、甲の指示があった場合を除き、すべて乙の責任とする。

（調査協力）

第13条　甲が、本契約に係る甲の予算執行の適正を期すため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における本契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、本契約の終了後５年間は同様とする。

（関係書類の整備）

第14条　乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、本契約の終了後５年間保存するものとする。

（疑義の解決）

第15条　本契約に定めのない事項で必要のある場合又は本契約の履行について疑義を生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（管轄の合意）

第16条　本契約に関する紛争については、広島地方裁判所をもって第一審の合意管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

令和７年　月　　日

　　　　甲　　広島市中区基町10番52号

広島県

　　　　　　　代表者　広島県知事　湯　﨑　英　彦

　　　　乙